

香川大学大学院学則（案）

目次

- 第1章 趣旨及び目的（第1条・第2条）
 - 第2章 自己評価等（第3条）
 - 第3章 研究科等（第4条－第9条）
 - 第4章 教員（第10条）
 - 第5章 運営組織（第11条・第12条）
 - 第6章 収容定員等（第13条）
 - 第7章 学年、学期及び休業日（第14条－第16条）
 - 第8章 標準修業年限及び在学期間（第17条・第18条）
 - 第9章 入学等（第19条－第28条）
 - 第10章 教育課程、履修方法、授業科目及び単位数（第28条の2－第42条）
 - 第11章 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第42条の2）
 - 第12章 課程の修了要件及び学位の授与（第43条－第49条）
 - 第13章 教育職員免許（第50条）
 - 第14章 休学、復学、退学、転学、留学及び除籍（第51条－第56条）
 - 第15章 検定料、入学料及び授業料（第57条－第64条）
 - 第16章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生、外国人留学生及び法務研修生（第65条－第70条の2）
 - 第17章 賞罰（第71条・第72条）
 - 第18章 特別の課程（第73条）
 - 第19章 雑則（第74条）
- 附則

第1章 趣旨及び目的

（趣旨）

第1条 この学則は、香川大学学則(平成16年4月1日制定)第6条第2項の規定に基づき、香川大学大学院(以下「本学大学院」という。)に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

3 本学大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第2章 自己評価等

(自己評価等)

第3条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

- 2 前項の点検及び評価の結果について、本学大学院の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。
- 3 第1項の点検及び評価の項目並びに実施体制等については、別に定める。

第3章 研究科等

(研究科、課程及び専攻)

第4条 本学大学院に、第4項の表の左欄に掲げる研究科を置く。

- 2 各研究科の修士課程、博士課程及び専門職学位課程の別は、第4項の表の中欄に掲げるとおりとする。
- 3 工学研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 4 各研究科に、それぞれ次の表の右欄に掲げる専攻を置く。

研究科名	課程の別	専攻名
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻、教科教育専攻、学校臨床心理専攻
	専門職学位課程 (教職大学院の課程)	高度教職実践専攻
法学研究科	修士課程	法律学専攻
経済学研究科	修士課程	経済学専攻
医学系研究科	修士課程	看護学専攻
	博士課程	機能構築医学専攻、分子情報制御医学専攻、社会環境病態医学専攻
工学研究科	博士前期課程	安全システム建設工学専攻、信頼性情報システム工学専攻、知能機械システム工学専攻、材料創造工学専攻

	博士後期課程	安全システム建設工学専攻、信頼性情報システム工学専攻、知能機械システム工学専攻、材料創造工学専攻
農学研究科	修士課程	生物資源生産学専攻、生物資源利用学専攻、希少糖科学専攻
地域マネジメント研究科	専門職学位課程	地域マネジメント専攻
香川大学・愛媛大学連合法務研究科	専門職学位課程 (法科大学院の課程)	法務専攻

5 各研究科に関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織の編制)

第4条の2 本学大学院の教員組織は、前条の各研究科、各課程及び各専攻における教育研究に係る責任の所在が明確になるように編制する。

2 前項の編制その他必要な事項は、別に定める。

(修士課程)

第5条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(博士課程)

第6条 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専門職学位課程)

第7条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(愛媛大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第8条 本学大学院は、愛媛大学大学院連合農学研究科の教育研究について、愛媛大学及び高知大学との協力により実施するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、愛媛大学農学部（愛媛大学遺伝子

実験施設及び愛媛大学沿岸環境科学研究センターの関連分野を含む。)及び高知大学農学部(高知大学遺伝子実験施設及び高知大学海洋生物教育研究センターの関連分野を含む。)の教員とともに、香川大学農学部(希少糖研究センター及び総合生命科学実験センターの関連分野を含む。)の教員が担当するものとする。

(香川大学・愛媛大学連合法務研究科の教育研究の実施)

第9条 香川大学・愛媛大学連合法務研究科の教育研究は、本学大学院及び愛媛大学の協力により実施するものとする。

第4章 教員

(教員)

第10条 本学大学院を担当する教員は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)及び専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)に定める資格を有する香川大学の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

第5章 運営組織

(研究科教授会)

第11条 教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科、農学研究科、地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科に、研究科に関する重要事項を審議するため、それぞれ研究科教授会を置く。

2 前項の教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第12条 削除

第6章 収容定員等

(収容定員等)

第13条 研究科の専攻ごとの収容定員等は、次の表のとおりとする。

研究科名	課程の別	専攻名	入学定員	収容定員
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	12人	24人
		教科教育専攻	18	36
		学校臨床心理専攻	7	14
		計	37	74
	専門職学位	高度教職実践専攻	14	28

	課程（教職大学院の課程）	計	14	28
法学研究科	修士課程	法律学専攻	8	16
		計	8	16
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	10	20
		計	10	20
医学系研究科	修士課程	看護学専攻	16	32
		計	16	32
	博士課程	機能構築医学専攻	8	32
		分子情報制御医学専攻	18	72
		社会環境病態医学専攻	4	16
計	30	120		
工学研究科	博士前期課程	安全システム建設工学専攻	18	36
		信頼性情報システム工学専攻	24	48
		知能機械システム工学専攻	18	36
		材料創造工学専攻	18	36
		計	78	156
	博士後期課程	安全システム建設工学専攻	5	15
		信頼性情報システム工学専攻	7	21
		知能機械システム工学専攻	5	15
		材料創造工学専攻	5	15

		計	22	66
農学研究科	修士課程	生物資源生産学専攻	25	50
		生物資源利用学専攻	25	50
		希少糖科学専攻	10	20
		計	60	120
地域マネジメント研究科	専門職学位課程	地域マネジメント専攻	30	60
		計	30	60
香川大学・愛媛大学連合法務研究科	専門職学位課程（法科大学院の課程）	法務専攻	—	—
		計	—	—
合 計			305	692

第7章 学年、学期及び休業日

（学年）

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第15条 学年は2学期に分け、第1学期は4月1日から9月30日まで、第2学期は10月1日から翌年3月31日までとする。

（休業日）

第16条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日（法学研究科及び地域マネジメント研究科を除く。）
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (4) 大学記念日 10月1日
- (5) 春季休業 3月11日から3月31日まで
- (6) 夏季休業 8月6日から9月30日まで
- (7) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時

の休業日を定めることができる。

第8章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第17条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 医学系研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

3 工学研究科博士課程の標準修業年数は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

4 地域マネジメント研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

5 香川大学・愛媛大学連合法務研究科専門職学位課程の標準修業年限は、3年とする。

6 教育学研究科専門職学位課程（以下「教職大学院の課程」という。）の標準修業年限は、2年とする。ただし、教職の実務経験を有し、別途定める基準を満たす者に関しては、当該学生の修業年限を1年とすることができる。

(在学期間)

第18条 各研究科における在学期間は、当該課程の標準修業年限の2倍を超えることができない。

第9章 入学等

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第20条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程（教職大学院の課程を除く。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(8) 学校教育法第102条第2項に規定する者

- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であつて、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(教職大学院の課程の入学資格)

第20条の2 教職大学院の課程に入学することのできる者は、前条の各号のいずれかに該当し、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める免許状を有する者とする。

(医学系研究科博士課程の入学資格)

第21条 医学系研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (6) 学校教育法第102条第2項に規定する者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に入学した者であつて、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(工学研究科博士後期課程の入学資格)

第22条 工学研究科の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学

位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学の出願）

第23条 入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて指定の期日までに、学長に願い出なければならない。

（入学者の選考）

第24条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（再入学）

第25条 願いにより本学大学院を退学した者又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、当該研究科が別に定めるところにより選考の上、当該研究科教授会の議を経て、学長が、入学を許可することがある。ただし、医学系研究科にあっては、欠員のある場合に限る。

（転入学）

第26条 次の各号の一に該当する者で、本学大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合限り、当該研究科が別に定めるところにより選考の上、当該研究科教授会の議を経て、学長が、入学を許可することがある。ただし、他の大学との協議に基づく場合は、欠員の有無にかかわらず、入学を許可することができる。

- (1) 他の大学の大学院に在学する者
- (2) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）
- (3) 国際連合大学の課程に在学する者

(入学の手續及び許可)

第27条 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料を納付し、入学手續を完了しなければならない。

2 所定の書類を提出し、入学料の免除又は徴収猶予を申請した者の適用については、入学手續を完了したものとみなす。

3 学長は、前2項の入学手續を完了した者に入学を許可する。

(博士後期課程への進学)

第28条 本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、研究科の定めるところにより選考の上、当該研究科教授会の議を経て、学長が、進学を許可する。

第10章 教育課程、履修方法、授業科目及び単位数

(教育課程の編成方針)

第28条の2 教育課程の編成は、本学大学院の研究科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文(専門職学位課程を除く。)の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に行うものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第28条の3 前条に定めるもののほか、研究科等の専攻分野の枠を超えた特定分野又は特定課題に関する教育課程を編成し、その学修成果を認定できるものとする。

(授業及び研究指導)

第29条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第30条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業の方法)

第31条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学大学院が教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の

規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 4 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第32条 研究科の専攻における授業科目及び単位数については、研究科ごとに別に定める。

- 2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行うものについては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第33条 法学研究科、経済学研究科、医学系研究科及び農学研究科において定められた専攻ごとの授業科目について、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

- 2 教育学研究科（教職大学院の課程を除く。）において定められた授業科目について、32単位以上を修得しなければならない。
- 3 工学研究科において定められた博士前期課程及び博士後期課程の専攻ごとの授業科目について、博士前期課程にあっては、30単位以上、博士後期課程にあっては、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。
- 4 地域マネジメント研究科において定められた授業科目について、32単位以上を修得しなければならない。
- 5 香川大学・愛媛大学連合法務研究科において定められた授業科目について、96単位以上を修得しなければならない。
- 6 教職大学院の課程において定められた授業科目について、46単位（別に定める履修基準に規定する実習科目10単位を含む。）以上を修得しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、履修方法については、研究科ごとに別に定める。

(教育学研究科専門職学位課程に係る連携協力校)

第33条の2 教職大学院の課程は、前条第5項に規定する実習その他当該課程の教育

上の目的を達成するために、連携協力校等を確保するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第34条 各研究科は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第17条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(履修科目の登録の上限)

第35条 専門職学位課程にあつては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第36条 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するために、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

3 前2項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第37条 授業科目を履修した学生に対しては、試験又は研究報告により単位を与えるものとする。

2 試験及び研究報告の成績の評価は、秀、優、良、可又は不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

3 授業科目の単位の授与は、学期末又は学年末に行うものとする。

(1年間の授業期間)

第38条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第39条 各授業科目の授業は、1学期15週にわたる期間を単位として行う。ただし、特別の必要がある場合は、この限りでない。

(他の大学の大学院における授業科目の履修)

第40条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学(外国の大学を含む。)の大学院との協議に基づき、学生が当該大学の大学院の授業科目を履修することを

認めることができる。

- 2 教育学研究科（教職大学院の課程を除く。）、法学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科及び農学研究科は、学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。
- 3 地域マネジメント研究科は、学生が第1項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科が修了要件として定める32単位以上の単位数の2分の1を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。
- 4 香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、学生が第1項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 前各項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。
- 6 前各項の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（他の大学の大学院等における研究指導）

第41条 本学大学院（専門職学位課程を除く。）は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等（外国の大学の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき、学生が当該大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることができない。

- 2 前項の研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第42条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院又は他の大学（外国の大学を含む。）の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育学研究科（教職大学院の課程を除く。）、法学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科及び農学研究科は、前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、第40条第2項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。ただし、工学研究科において、前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、博士前期課程に係るものとする。

- 3 地域マネジメント研究科は、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、第40条第3項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該研究科が修了要件として定める32単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。
- 4 香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、第1項の規定により履修したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き当該研究科において修得した単位以外のものについては、第40条第4項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- 5 教職大学院の課程は、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、当該研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。
- 6 第2項から第4項までの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第11章 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (組織的な研修等)

第42条の2 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、全学又は研究科ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第12章 課程の修了要件及び学位の授与 (修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第43条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本学大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第44条 医学系研究科の博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 工学研究科の博士課程の修了要件は、大学院に5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者については、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修

了した者及び前条第1項のただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は、大学院に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、第33条第2項に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、第22条第2号から第6号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

第45条 地域マネジメント研究科の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得するものとする。

- 2 香川大学・愛媛大学連合法務研究科の修了要件は、大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得するものとする。
- 3 教育学研究科教職大学院の課程の修了要件は、第42条第5項の規定により大学院に2年（第17条第6項ただし書きにより履修する学生にあつては1年）以上在学し、46単位（別に定める履修基準に規定する実習科目10単位を含む。）以上を修得するものとする。なお、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、前記の実習科目のうち4単位を修得したものとみなすことができる。

（地域マネジメント研究科における在学期間の短縮）

第46条 地域マネジメント研究科は、第42条第3項の規定により大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。）を大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（香川大学・愛媛大学連合法務研究科における在学期間の短縮）

第47条 香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、第42条第4項の規定により大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した

後、修得したものに限る。)を大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(教育学研究科教職大学院の課程における在学期間の短縮)

第47条の2 教育学研究科教職大学院の課程は、第42条第5項の規定により大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第48条 香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第45条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学し、同項に規定する単位については33単位を超えない範囲で大学院が定める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第40条第4項及び第42条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて33単位を超えないものとする。

(学位の授与)

第49条 学長は、本学大学院の課程を修了した者には、香川大学学位規則の定めるところにより、修士、博士又は専門職学位の学位を授与する。

第13章 教育職員免許

(教育職員免許状)

第50条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、教育職員免許状を受ける資格を取得する。

2 前項の規定に基づく資格を得た者が受けることができる研究科ごとの教育職員免許状の種類及び教科は、別表第1のとおりとする。

第14章 休学、復学、退学、転学、留学及び除籍

(休学)

第51条 病気その他の理由により引き続き3月以上修学できない者は、学長の許可を得て、休学することができる。ただし、他の大学の大学院、大学又は短期大学（以下「他大学院等」という。）へ入学することにより二重在籍となる休学はできない。

2 前項の休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て、1年を限度として、引き続き休学することができる。

3 病気その他の理由により、修学することが適当でないと認める学生に対しては、学長は期間を定めて休学を命ずることができる。

4 休学期間は、通算して修士課程又は工学研究科博士前期課程においては2年を、医学系研究科博士課程においては3年を、工学研究科博士後期課程においては3年を、専門職学位課程においては、教職大学院の課程及び地域マネジメント研究科にあっては2年を、香川大学・愛媛大学連合法務研究科にあっては3年を超えることができない。

5 休学期間は、これを在学期間に算入しない。ただし、復学により休学期間が3月に満たないときは、その期間は在学したものとみなす。

（復学）

第52条 休学期間内においてその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

（退学）

第53条 病気その他の理由により退学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（転学）

第54条 本学大学院の学生が、他の大学の大学院に転学しようとするときは、理由書を添付の上、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

（留学）

第55条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院等に留学することを認めることができる。

2 前項の規定による留学の期間は、1年を限度として在学期間に算入する。

3 学生が第40条第1項の規定により、外国の大学院の授業科目を履修するとき及び第41条第1項の規定により、外国の大学院の研究指導を受けるときは、留学として扱う。

4 第40条第2項の規定は、学生が留学する場合に準用する。

（除籍）

第56条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。

(1) 第18条の在学期間を超える者

(2) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認めた者

- (3) 授業料納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の半額の免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しない者
- (5) 他大学院等に在籍し、当該他大学院等を退学しない者（本学の科目等履修生及び他大学院等の科目等履修生を除く。）
- (6) 死亡又は行方不明の者

第15章 検定料、入学料及び授業料

（検定料、入学料及び授業料の額）

第57条 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第2に定める額とする。

- 2 長期履修学生の授業料の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該研究科の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（授業料の徴収方法）

第58条 授業料の納付は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額を納付するものとする。

前期	4月1日から9月30日まで	納付期限	4月30日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで	納付期限	10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者からの申出があったときは、入学年度における入学手続き時に入学年度に係る授業料の一部又は全部を徴収するものとする。
- 4 前各項の規定にかかわらず、第66条に規定する特別聴講学生については、指定の期日までに徴収するものとする。ただし、大学間相互単位互換協定又は外国の大学との大学間交流協定において授業料不徴収の取り決めのあるときは、授業料を徴収しない。
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、第68条に規定する特別研究学生については、指定の期日までに徴収するものとする。ただし、大学間特別研究学生交流協定において授業料不徴収の取り決めのあるときは、授業料を徴収しない。
- 6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に基づき入学する者については、授業料を徴収しない。
- 7 第25条又は第26条の規定により入学した者の授業料は、その者が入学した当該年度の在学者の授業料と同額とする。

(休学の場合における授業料)

第59条 休学を許可され、又は命ぜられた者に対しては、月割計算により、休学の開始が月の初めのときはその月から、月の途中のときはその月の翌月から、復学する月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学を許可又は命ぜられたときに授業料の徴収時期開始のときはその月の授業料を、徴収時期後のときは当該期分の授業料を免除しない。

2 月割計算による授業料の月額は、年額の12分の1に相当する額とする。

(検定料及び入学料の不徴収)

第60条 特別聴講学生及び国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づき入学する者については、検定料及び入学料を徴収しない。

2 他の大学院に在籍する者で当該大学との協議において検定料及び授業料不徴収の取り決めに基づき転入学する者については、検定料及び入学料を徴収しない。

(入学料、授業料の免除及び徴収猶予)

第61条 経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、入学料及び授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 学業及び人物共に特に優れていると認めるときは、別に定めるところにより、授業料を免除することがある。

(転学、退学、除籍又は停学の場合における授業料)

第62条 学期の途中において、転学、退学、除籍又は停学の場合にあっても、その期の授業料は、納付しなければならない。ただし、死亡者、行方不明者又は授業料の未納を理由として除籍された者の授業料については、この限りでない。

(既納の検定料、入学料及び授業料)

第63条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 香川大学・愛媛大学連合法務研究科を志願し検定料を納付した者が、第1段階目の選抜で不合格となった場合において、納付した者から返還の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、別表第2の2に規定する第2段階目の選抜に係る検定料相当額を返還するものとする。

3 第58条第2項又は第3項により納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学したときは、前項の規定にかかわらず、既納の後期分授業料相当額を返還するものとする。

4 第58条第3項により納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したときは、第1項の規定にかかわらず、納付した者の申出により既納の授業料相当額を返還するものとする。

5 前3項以外に、第1項に規定する既納の検定料、入学料及び授業料が返還できる

場合については、別に定める。

第64条 この学則に定めるもののほか、検定料、入学料及び授業料の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

第16章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生、外国人留学生
及び法務研修生

(科目等履修生)

第65条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科学生の履修に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として学長が入学を許可し、単位を授与することができる。

- 2 前項の単位の授与については、第37条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第66条 他の大学(外国の大学を含む。)の大学院の学生で、本学大学院の研究科の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該大学大学院との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することがある。

- 2 特別聴講学生の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第67条 本学大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、大学の教育研究に妨げのない場合に限り、選考の上、研究生として学長が入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第68条 他の大学(外国の大学を含む。)の大学院の学生で研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを許可することがある。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることができない。

- 2 前項の特別研究学生の研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

第69条 特別研究学生の授業料の額については、研究生の授業料に関する規定を準用する。

- 2 特別研究学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

(外国人留学生)

第70条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入

学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(法務研修生)

第70条の2 香川大学・愛媛大学連合法務研究科を修了した者で、司法試験受験のため本学において、同研究科の学修支援の下で自学自習を希望する者があるときは、法務研修生として受け入れることがある。

2 法務研修生に関し必要な事項は、別に定める。

第17章 賞罰

(表彰)

第71条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第72条 本学大学院の規則に違反し又は学生の本分を守らない者があるときは、その軽重に従って学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由なく出席が常でない者で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学大学院の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく違反した者

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第18章 特別の課程

(特別の課程)

第73条 本学大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第19章 雑則

(雑則)

第74条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定により平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた香川大学（以下「旧香川大学」という。）及び香川医科大学（以下「旧香川医科大学」という。）の大学院に在学し、かつ、平成16年3月31日に旧香川

大学又は旧香川医科大学の大学院に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学等する者については、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の附則第17条の規定により、旧香川大学又は旧香川医科大学を修了するために必要とされる教育課程その他教育上必要な事項は、旧香川大学又は旧香川医科大学の大学院学則及びその他の規程等の定めるところによる。

- 3 第13条の表に掲げる経済学研究科、工学研究科、地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科の項並びに合計の項の収容定員は同表の規定にかかわらず、平成16年度及び平成17年度にあっては、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	課程の別	専攻名	収容定員		
			平成16年度	平成17年度	
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	30		
		企業経営専攻	8		
	計		38		
工学研究科	修士課程	安全システム建設工学専攻	18		
		信頼性情報システム工学専攻	24		
		知能機械システム工学専攻	18		
		材料創造工学専攻	18		
	計		78		
	博士前期課程	博士前期課程	安全システム建設工学専攻	18	
			信頼性情報システム工学専攻	24	
知能機械システム工学専攻			18		

		材料創造工学専攻	18	
	計		78	
	博士後期課程	安全システム建設工学専攻	5	10
		信頼性情報システム工学専攻	7	14
		知能機械システム工学専攻	5	10
		材料創造工学専攻	5	10
	計		22	44
地域マネジメント研究科	専門職学位課程	地域マネジメント専攻	30	
	計		30	
香川大学・愛媛大学連合法務研究科	専門職学位課程	法務専攻	30	60
	計		30	60
合計			666	730

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年7月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年11月18日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年1月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年4月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成19年3月31日以前に香川大学・愛媛大学連合法務研究科に入学した学生に係る履修方法及び成績の評価については、改正後の第33条第4項及び第37条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科障害児教育専攻は、改正後の第4条第4項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に同専攻に在学する者が同専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、同専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 3 平成20年度の教育学研究科の学生の収容定員及び合計は、改正後の第13条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	課程の別	専攻名	収容定員
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	12人
		特別支援教育専攻	
		特別支援教育専修	3
		特別支援教育コーディネーター専修	6
		教科教育専攻	60
		学校臨床心理専攻 (従前の専攻)	18
		障害児教育専攻	3
	計	102	
合計			782

附 則

この学則は、平成21年12月24日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度及び23年度の香川大学・愛媛大学連合法務研究科の学生の収容定員及び合計は、改正後の第13条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	課程の別	専攻名	収容定員	
			平成22年度	平成23年度
香川大学・愛媛大学連合法務研究科	専門職学位課程	法務専攻	80	70
		計	80	70
合 計			766	756

3 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に香川大学・愛媛大学連合法務研究科に入学した学生に係る履修方法については、改正後の第33条第4項の規定にかかわらず95単位とする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日以前に入学した学生については、改正後の第33条第4項並びに第48条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年度及び平成28年度の香川大学・愛媛大学連合法務研究科の学生の収容定員及び合計は、改正後の第13条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	課程の別	専攻名	収容定員	
			平成27年度	平成28年度
香川大学・愛媛大学連合法務研究科	専門職学位課程	法務専攻	40	20
		計	40	20
合 計			726	706

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第50条関係）

研究科名	専攻名	免許状の種類	教科等
教育学研究科	学校教育専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、家庭、工業、英語
		幼稚園教諭専修免許状	
		特別支援学校教諭専修免許状	（特別支援教育領域：知的障害者、肢体不自由者、病弱者）
	教科教育専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、家庭、工業、英語
		幼稚園教諭専修免許状	
	学校臨床心理専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、家庭、工業、英語
		幼稚園教諭専修免許状	
	高度教職実践専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語、保健
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、

			工芸、書道、保健体育、 家庭、工業、英語、看護、 保健、情報、農業、商業、 産業、福祉
		養護教諭専修免許状	
		幼稚園教諭専修免許状	
法学研究科	法律学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
経済学研究科	経済学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
医学系研究科	看護学専攻	養護教諭専修免許状	
工学研究科	安全システム建設 工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	信頼性情 報システム 工学専攻	工業コー ス 高等学校教諭専修免許状	工業
		情報コー ス 高等学校教諭専修免許状	情報
	知能機械システム 工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	材料創造工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
農学研究科	生物資源生産学専攻 生物資源利用学専攻 希少糖科学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業
地域マネジメント研究科	地域マネジメント 専攻	高等学校教諭専修免許状	商業

別表第2（第57条関係）

1 検定料及び入学料

区 分	検定料	入学料
大学院	30,000円	282,000円
科目等履修生	9,800円	28,200円
研究生	9,800円	84,600円

2 出願書類等による選抜（以下この項において「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、検定料及び入学料の表にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

3 授業料

区 分		授 業 料
大学院（香川大学・愛媛大学連合法務研究科を除く。）		年額 535,800円
香川大学・愛媛大学連合法務研究科		年額 804,000円
科目等履修生	大学院（香川大学・愛媛大学連合法務研究科を除く。）	1単位に相当する授業につき 14,800円
	香川大学・愛媛大学連合法務研究科	1単位に相当する授業につき 22,300円
特別聴講学生	大学院（香川大学・愛媛大学連合法務研究科を除く。）	1単位に相当する授業につき 14,800円

	香川大学・愛媛大学連 合法務研究科	1 単位に相当 する授業につき 22,300円
研究生	大学院（香川大学・愛 媛大学連合法務研究科 を除く。）	月額 29,700円
	香川大学・愛媛大学連 合法務研究科	月額 44,600円

- 4 第73条の規定による特別の課程を履修する者が当該特別の課程に含まれる授業科目を科目等履修生として履修する場合、当該授業科目の授業料は3の表にかかわらず、徴収しないこととする。

香川大学学則の一部改正（案）骨子

1. 趣旨

平成 28 年度大学院教育学研究科高度教職実践専攻の設置に伴い、所要の改正を行う。

2. 施行日

平成 28 年 4 月 1 日

香川大学院学則新旧対照表 (抄) (案)

新	旧 (現行)																																						
<p>第3章 研究科等 (研究科、課程及び専攻)</p> <p>第4条 本学大学院に、第4項の表の左欄に掲げる研究科を置く。</p> <p>2 各研究科の修士課程、博士課程及び専門職学位課程の別は、第4項の表の中欄に掲げるとおとしする。</p> <p>3 工学研究科の博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。</p> <p>4 各研究科に、それぞれ次の表の右欄に掲げる専攻を置く。</p>	<p>(略)</p> <p>第3章 研究科等 (研究科、課程及び専攻)</p> <p>第4条 本学大学院に、第4項の表の左欄に掲げる研究科を置く。</p> <p>2 各研究科の修士課程、博士課程及び専門職学位課程の別は、第4項の表の中欄に掲げるとおとしする。</p> <p>3 工学研究科の博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。</p> <p>4 各研究科に、それぞれ次の表の右欄に掲げる専攻を置く。</p>																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>研究科名</th> <th>課程の別</th> <th>専攻名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">教育学研究科</td> <td>修士課程</td> <td>学校教育専攻、教科教育専攻、学校臨床心理専攻</td> </tr> <tr> <td>専門職学位課程(教職大学院の課程)</td> <td>高度教職実践専攻</td> </tr> <tr> <td>修士課程</td> <td>法学専攻</td> </tr> <tr> <td>法学研究科</td> <td>修士課程</td> <td>経済学専攻</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>香川大学・愛媛大学連合法務研究科</td> <td>専門職学位課程(法科大学院の課程)</td> <td>法務専攻</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 各研究科に關し必要な事項は、別に定める。 (略)</p>	研究科名	課程の別	専攻名	教育学研究科	修士課程	学校教育専攻、教科教育専攻、学校臨床心理専攻	専門職学位課程(教職大学院の課程)	高度教職実践専攻	修士課程	法学専攻	法学研究科	修士課程	経済学専攻	(略)	(略)	(略)	香川大学・愛媛大学連合法務研究科	専門職学位課程(法科大学院の課程)	法務専攻	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研究科名</th> <th>課程の別</th> <th>専攻名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育学研究科</td> <td rowspan="2">修士課程</td> <td>学校教育専攻、特別支援教育専攻、教科教育専攻、学校臨床心理専攻</td> </tr> <tr> <td>法学専攻</td> </tr> <tr> <td>法学研究科</td> <td></td> <td>経済学専攻</td> </tr> <tr> <td>経済学研究科</td> <td></td> <td>経済学専攻</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>香川大学・愛媛大学連合法務研究科</td> <td>専門職学位課程</td> <td>法務専攻</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 各研究科に關し必要な事項は、別に定める。 (略)</p>	研究科名	課程の別	専攻名	教育学研究科	修士課程	学校教育専攻、特別支援教育専攻、教科教育専攻、学校臨床心理専攻	法学専攻	法学研究科		経済学専攻	経済学研究科		経済学専攻	(略)	(略)	(略)	香川大学・愛媛大学連合法務研究科	専門職学位課程	法務専攻
研究科名	課程の別	専攻名																																					
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻、教科教育専攻、学校臨床心理専攻																																					
	専門職学位課程(教職大学院の課程)	高度教職実践専攻																																					
	修士課程	法学専攻																																					
法学研究科	修士課程	経済学専攻																																					
(略)	(略)	(略)																																					
香川大学・愛媛大学連合法務研究科	専門職学位課程(法科大学院の課程)	法務専攻																																					
研究科名	課程の別	専攻名																																					
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻、特別支援教育専攻、教科教育専攻、学校臨床心理専攻																																					
		法学専攻																																					
法学研究科		経済学専攻																																					
経済学研究科		経済学専攻																																					
(略)	(略)	(略)																																					
香川大学・愛媛大学連合法務研究科	専門職学位課程	法務専攻																																					

新		旧 (現行)			
(収容定員等) 第13条 研究科の専攻ごとの収容定員等は、次の表のとおりとする。		(収容定員等) 第13条 研究科の専攻ごとの収容定員等は、次の表のとおりとする。			
研究科名	課程の別	専攻名	入学定員	収容定員	
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	12	24	人
		教科教育専攻	18	36	
		学校臨床心理専攻	7	14	
		計	37	74	
		高度教職実践専攻	14	28	
	専門職学位課程(法科大学院の課程)				
計			14	28	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
香川大学・愛媛大学連合法務研究科	専門職学位課程(法科大学院の課程)	法務専攻	-	-	
		計	-	-	
合計			305	692	
研究科名	課程の別	専攻名	入学定員	収容定員	
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	6	12	人
		特別支援教育専攻	3	6	
		特別支援教育コース イ ネ ー タ ー 専 修	6	6	
		特別支援教育 コース イ ネ ー タ ー 専 修	27	54	
		教科教育専攻	9	18	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
計			51	96	
	専門職学位課程(法科大学院の課程)				
香川大学・愛媛大学連合法務研究科	法務専攻		-	-	
計			-	-	

新	旧 (現行)										
<p>(標準修業年限)</p> <p>第17条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。</p> <p>2 医学系研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。</p> <p>3 工学研究科博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。</p> <p>4 地域マネジメント研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。</p> <p>5 香川大学・愛媛大学連合法務研究科専門職学位課程の標準修業年限は、3年とする。</p> <p>6 <u>教育学研究科専門職学位課程 (以下「教職大学院の課程」という。) の標準修業年限は、2年とする。ただし、教職の実務経験を有し、別途定める基準を満たす者に関しては、当該学生の修業年限を1年とすることができる。</u></p> <p>(在学期間)</p> <p>第18条 各研究科における在学期間は、当該課程の標準修業年限の2倍を超えることができない。</p> <p>第9章 入学等</p> <p>(入学の時期)</p> <p>第19条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。</p> <p>(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)</p> <p>第20条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程(教職大学院の課程を除く。)に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第83条第1項に定める大学を卒業し</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="277 943 331 1077">科</td> <td data-bbox="277 779 331 943"></td> <td data-bbox="277 616 331 779"></td> <td data-bbox="277 452 331 616"></td> <td data-bbox="277 288 331 452"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 943 384 1077">合計</td> <td data-bbox="331 779 384 943"></td> <td data-bbox="331 616 384 779"></td> <td data-bbox="331 452 384 616">305</td> <td data-bbox="331 288 384 452">686</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(標準修業年限)</p> <p>第17条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。<u>ただし、教育学研究科特別支援教育専攻特別支援教育コーディネーター専修の標準修業年限は、1年とする。</u></p> <p>2 医学系研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。</p> <p>3 工学研究科博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。</p> <p>4 地域マネジメント研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。</p> <p>5 香川大学・愛媛大学連合法務研究科専門職学位課程の標準修業年限は、3年とする。</p> <p>(在学期間)</p> <p>第18条 各研究科における在学期間は、当該課程の標準修業年限の2倍を超えることができない。</p> <p>第9章 入学等</p> <p>(入学の時期)</p> <p>第19条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。</p> <p>(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)</p> <p>第20条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第83条第1項に定める大学を卒業し</p>	科					合計			305	686
科											
合計			305	686							

新	旧（現行）
<p>た者</p> <p>(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</p> <p>(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）</p> <p>(8) 学校教育法第102条第2項に規定する者</p> <p>(9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であつて、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの</p> <p>(10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの</p> <p><u>（教職大学院の課程の入学資格）</u></p> <p>第20条の2 教職大学院の課程に入学することのできる者は、前条の各号のいずれかに該当し、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める免許状を有する者とする。</p>	<p>た者</p> <p>(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</p> <p>(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）</p> <p>(8) 学校教育法第102条第2項に規定する者</p> <p>(9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であつて、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの</p> <p>(10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものと同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの</p> <p><u>（11）本学大学院教育学研究科特別支援教育専攻特別支援教育コーディネーター一専修の入学資格は、前各号のいずれかに該当し、かつ、5年以上の勤務経歴を有する現職教員又は特別支援教育に関連する教育、福祉、医療等の機関に5年以上の勤務経歴を有する者</u></p>

新	旧 (現行)
<p>(履修方法) (略)</p> <p>第33条 法学研究科、経済学研究科、医学系研究科及び農学研究科において定められた専攻ごとの授業科目について、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならぬ。</p> <p>2 <u>教育学研究科(教職大学院の課程を除く。)</u>において定められた授業科目について、32単位以上を修得しなければならない。</p> <p>3 工学研究科において定められた博士前期課程及び博士後期課程の専攻ごとの授業科目について、博士前期課程にあつては、30単位以上、博士後期課程にあつては、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならぬ。</p> <p>4 地域マネジメント研究科において定められた授業科目について、32単位以上を修得しなければならない。</p> <p>5 香川大学・愛媛大学連合法務研究科において定められた授業科目について、96単位以上を修得しなければならない。</p> <p>6 教職大学院の課程において定められた授業科目について、46単位(別に定める履修基準に規定する実習科目10単位を含む。)以上を修得しなければならない。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、履修方法については、研究科ごとに別に定める。 (教育学研究科専門職学位課程に係る連携協力校) 第33条の2 教職大学院の課程は、前条第5項に規定する実習その他当該課程の教育上の目的を達成するために、連携協力校等を確保するものとする。</p> <p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第35条 <u>専門職学位課程にあつては</u>、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、学生が1年又は1学期に履修する単位数の上限を定めるものとする。</p> <p>2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(履修方法) (略)</p> <p>第33条 <u>教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、医学系研究科及び農学研究科において定められた専攻ごとの授業科目について</u>、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならぬ。</p> <p>2 工学研究科において定められた博士前期課程及び博士後期課程の専攻ごとの授業科目について、博士前期課程にあつては、30単位以上、博士後期課程にあつては、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならぬ。</p> <p>3 地域マネジメント研究科において定められた授業科目について、32単位以上を修得しなければならない。</p> <p>4 香川大学・愛媛大学連合法務研究科において定められた授業科目について、96単位以上を修得しなければならない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、履修方法については、研究科ごとに別に定める。</p> <p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第35条 <u>地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科は</u>、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、学生が1年又は1学期に履修する単位数の上限を定めるものとする。</p> <p>2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。</p>

新	旧 (現行)
<p>(他の大学の大学院における授業科目の履修) (略)</p> <p>第40条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）の大学院との協議に基づき、学生が当該大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。</p> <p>2 教育学研究科（<u>教職大学院の課程を除く。</u>）、<u>法学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科及び農学研究科は、学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。</u></p> <p>3 地域マネジメント研究科は、学生が第1項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科が修了要件として定める32単位以上の単位の2分の1を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。</p> <p>4 香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、学生が第1項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>5 前各項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。</p> <p>6 前各項の履修に関し必要な事項は、別に定める。 (他の大学の大学院等における研究指導)</p> <p>第41条 本学大学院（<u>専門職学位課程を除く。</u>）は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等（外国の大学の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき、学生が当該大学の大学院又は研究所等において必要な研究</p>	<p>(他の大学の大学院における授業科目の履修) (略)</p> <p>第40条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）の大学院との協議に基づき、学生が当該大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。</p> <p>2 教育学研究科、<u>法学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科及び農学研究科は、学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。</u></p> <p>3 地域マネジメント研究科は、学生が第1項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科が修了要件として定める32単位以上の単位の2分の1を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。</p> <p>4 香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、学生が第1項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>5 前各項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。</p> <p>6 前各項の履修に関し必要な事項は、別に定める。 (他の大学の大学院等における研究指導)</p> <p>第41条 本学大学院（<u>地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科を除く。</u>）は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等（外国の大学の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき、学生が</p>

新	旧 (現行)
<p>指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えない。</p> <p>2 前項の研究指導に関し必要な事項は、別に定める。 (入学前の既修得単位の認定)</p> <p>第42条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院又は他の大学（外国の大学を含む。）の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 教育学研究科（<u>教職大学院の課程を除く。</u>）、法学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科及び農学研究科は、前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる。また、本学大学院において修得した単位以外のものについては、第40条第2項については、第40条第2項により本学大学院において修得したものとみなす。ただし、工学研究科において、前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、博士前期課程に係るものとする。</p> <p>3 地域マネジメント研究科は、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、第40条第3項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該研究科が修了要件として定める32単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。</p> <p>4 香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、第1項の規定により履修したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き当該研究科において修得した単位以外のものについては、第40条第4項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。</p> <p>5 教職大学院の課程は、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる</p>	<p>当該大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えない。</p> <p>2 前項の研究指導に関し必要な事項は、別に定める。 (入学前の既修得単位の認定)</p> <p>第42条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院又は他の大学（外国の大学を含む。）の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科及び農学研究科は、前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。ただし、工学研究科において、前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、博士前期課程に係るものとする。</p> <p>3 地域マネジメント研究科は、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、第40条第3項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該研究科が修了要件として定める32単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。</p> <p>4 香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、第1項の規定により履修したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き当該研究科において修得した単位以外のものについては、第40条第4項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。</p>

新	旧（現行）
<p>単位数は、転入学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、当該研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。</p> <p>6 第2項から第4項までの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第11章 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (組織的な研修等)</p> <p>第42条の2 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、全学又は研究科ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p> <p>第12章 課程の修了要件及び学位の授与 (修士課程及び博士前期課程の修了要件)</p> <p>第43条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本学大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に際し、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(専門職学位課程の修了要件)</p> <p>第45条 地域マネジメント研究科の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得するものとする。</p> <p>2 香川大学・愛媛大学連合法務研究科の修了要件は、大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得するものとする。</p> <p>3 教育学研究科教職大学院の課程の修了要件は、第42条第5項の規定により大学院に2年（第17条第6項ただし書きにより履修する学生にあっては1年）以上在学し、46単位（別に定める履修基準に規定する実習科目10単位を含む。）以上を修得するものとする。なお、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、前記の実習科目のうち4単位を修得したものとみなすことができる。</p>	<p>5 第2項から第4項までの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第11章 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (組織的な研修等)</p> <p>第42条の2 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、全学又は研究科ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p> <p>第12章 課程の修了要件及び学位の授与 (修士課程及び博士前期課程の修了要件)</p> <p>第43条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本学大学院に2年（教育学研究科特別支援教育専攻特別支援教育コーディネーター専修は1年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に際し、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(専門職学位課程の修了要件)</p> <p>第45条 地域マネジメント研究科の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得するものとする。</p> <p>2 香川大学・愛媛大学連合法務研究科の修了要件は、大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得するものとする。</p>

新	旧（現行）
<p>(地域マネジメント研究科における在学期間の短縮)</p> <p>第46条 地域マネジメント研究科は、第42条第3項の規定により大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。</p> <p>(香川大学・愛媛大学連合法務研究科における在学期間の短縮)</p> <p>第47条 香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、第42条第4項の規定により大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。</p> <p><u>(教育学研究科教職大学院の課程における在学期間の短縮)</u></p> <p><u>第47条の2 教育学研究科教職大学院の課程は、第42条第5項の規定により大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。</u></p> <p>(休学)</p> <p>(略)</p> <p>第51条 病氣その他の理由により引き続き3年以上修学できない者は、学長の許可を得て、休学することができる。ただし、他の大学の大学院、大学又は短期大学（以下「他大学院等」という。）へ入学することにより二重在籍となる休学はできない。</p>	<p>(地域マネジメント研究科における在学期間の短縮)</p> <p>第46条 地域マネジメント研究科は、第42条第3項の規定により大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。</p> <p>(香川大学・愛媛大学連合法務研究科における在学期間の短縮)</p> <p>第47条 香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、第42条第4項の規定により大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。</p> <p>(休学)</p> <p>(略)</p> <p>第51条 病氣その他の理由により引き続き3年以上修学できない者は、学長の許可を得て、休学することができる。ただし、他の大学の大学院、大学又は短期大学（以下「他大学院等」という。）へ入学することにより二重在籍となる休学はできない。</p>

新

- 2 前項の休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て、1年を限度として、引き続き休学することができる。
- 3 病气その他の理由により、修学することが適当でないと認める学生に対しては、学長は期間を定めて休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は、通算して修士課程又は工学研究科博士前期課程においては2年を、医学系研究科博士課程においては3年を、工学研究科博士後期課程においては3年を、専門職学位課程においては、教職大学院の課程及び地域マネジメント研究科にあつては2年を、香川大学・愛媛大学連合法務研究科にあつては3年を超えることができない。
- 5 休学期間は、これを在学期間に算入しない。ただし、復学により休学期間が3月に満たないときは、その期間は在学したものとみなす。

(略)

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第50条関係)

研究科名	専攻名	免許状の種類	教科等
教育学 研究科	学校教育専攻	小学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		中学校教諭専修免許状	
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、家庭、工業、英語
		幼稚園教諭専修免許状	

旧 (現行)

- 2 前項の休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て、1年を限度として、引き続き休学することができる。
- 3 病气その他の理由により、修学することが適当でないと認める学生に対しては、学長は期間を定めて休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は、通算して修士課程又は工学研究科博士前期課程においては2年を、医学系研究科博士課程においては3年を、工学研究科博士後期課程においては3年を、専門職学位課程においては、地域マネジメント研究科にあつては2年を、香川大学・愛媛大学連合法務研究科にあつては3年を超えることができない。
- 5 休学期間は、これを在学期間に算入しない。ただし、復学により休学期間が3月に満たないときは、その期間は在学したものとみなす。

(略)

別表第1 (第50条関係)

研究科名	専攻名	免許状の種類	教科等
教育学 研究科	学校教育専攻	小学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		中学校教諭専修免許状	
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、家庭、工業、英語
		幼稚園教諭専修免許状	

新				旧 (現行)			
	(略)	学校臨床心理 専攻	特別支援教育 領域：知的障害者、 肢体不自由者、病 弱者)	(略)	特別支援教育 専攻	(略)	特別支援教育領 域：知的障害者、 肢体不自由者、病 弱者)
			特別支援学校教諭専修 免許状				特別支援学校教諭専修 免許状
高度教職実践 専攻	(略)	学校臨床心理 専攻	小学校教諭専修免許状	(略)	学校臨床心理 専攻	(略)	小学校教諭専修免許状
			中学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状			
			高等学校教諭専修免許 状	高等学校教諭専修免許 状			
			幼稚園教諭専修免許状	幼稚園教諭専修免許状			
高度教職実践 専攻	(略)	学校臨床心理 専攻	小学校教諭専修免許状	(略)	学校臨床心理 専攻	(略)	小学校教諭専修免許状
			中学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状			
			高等学校教諭専修免許 状	高等学校教諭専修免許 状			
高度教職実践 専攻	(略)	学校臨床心理 専攻	幼稚園教諭専修免許状	(略)	学校臨床心理 専攻	(略)	幼稚園教諭専修免許状
			小学校教諭専修免許状	小学校教諭専修免許状			
高度教職実践 専攻	(略)	学校臨床心理 専攻	中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、 理科、音楽、美術、 保健体育、技術、 家庭、英語、保健	学校臨床心理 専攻	(略)	国語、社会、数学、 理科、音楽、美術、 保健体育、技術、 家庭、英語、保健
			高等学校教諭専修免許 状	国語、地理歴史、 公民、数学、理科、 音楽、美術、工芸、 書道、保健体育、 家庭、工業、英語			国語、地理歴史、 公民、数学、理科、 音楽、美術、工芸、 書道、保健体育、 家庭、工業、英語
高度教職実践 専攻	(略)	学校臨床心理 専攻	高等学校教諭専修免許 状	国語、地理歴史、 公民、数学、理科、 音楽、美術、工芸、 書道、保健体育、 家庭、工業、英語	学校臨床心理 専攻	(略)	国語、地理歴史、 公民、数学、理科、 音楽、美術、工芸、 書道、保健体育、 家庭、工業、英語
			幼稚園教諭専修免許状	国語、地理歴史、 公民、数学、理科、 音楽、美術、工芸、 書道、保健体育、 家庭、工業、英語			国語、地理歴史、 公民、数学、理科、 音楽、美術、工芸、 書道、保健体育、 家庭、工業、英語

新			旧 (現行)		
		養護教諭専修免許状			
		幼稚園教諭専修免許状			
(略)	(略)	(略)	(略)		

○香川大学大学院教育学研究科教授会規程

平成16年4月1日

改正 平成21年4月1日

平成23年4月1日

平成25年4月1日

平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学教授会規則（以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、香川大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に置く教授会の組織、運営等について定める。

(組織)

第2条 教授会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科の授業を担当する専任の教員
- (3) 研究科の授業を担当する特命教授及び特命准教授の職にある者
- (4) 研究科の授業を担当する国立大学法人香川大学組織規則第18条第1項に規定する学内共同教育研究施設の教授、准教授、常勤の講師及び助教

(審議事項)

第3条 教授会は、次の教育学研究科における事項について審議する。

- (1) 学生の入学、課程の修了又はその在籍に関する事項【規則第3条第1項第1号】
- (2) 学位の授与に関する事項【規則第3条第1項第2号】
- (3) 教育課程の編成に関する事項【規則第3条第1項第3号】
- (4) 学生の懲戒に関する事項【規則第3条第1項第3号】
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他援助に関する事項【規則第3条第1項第3号】
- (6) 教員の教育研究業績の審査に関する事項【第3条第1項第3号】
- (7) 教員の採用及び昇任に関する事項
- (8) 研究科長候補者の選考に関する事項
- (9) 中期計画及び年度計画に関する事項【規則第3条第1項第3号】
- (10) 自己点検及び評価に関する事項【規則第3条第1項第3号】
- (11) 予算に関する事項
- (12) 規則等の制定又は改廃に関する事項
- (13) 組織の再編に関する事項【規則第3条第1項第3号】
- (14) その他教育研究に関する事項

2 教授会は、前項各号に規定するもののうち、規則第3条第1項の各号に該当する事項について、学長又は研究科長に意見を述べるものとし、該当しない事項については、学長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

3 第2条第3号及び第4号の教員は、第1項第7号及び第8号に定める事項について、審議には関与しないものとする。

(会議の主宰及び議長)

第4条 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。ただし、研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長の指名した者がその職務を代行する。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 教授会は、原則として、毎月1回開催するものとする。ただし、議長が必要と認めた場合は、臨時に会議を招集することができる。

(会議の議事運営)

第5条 教授会は、構成員(長期不在者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

(代議員会等)

第6条 教授会は、教授会に属する教員のうち一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。

(委任)

第7条 教授会は、第3条に規定する審議事項の一部について、代議員会等に委任することができる。

2 教授会は、代議員会等に対しその審議結果等の活動状況について、報告を求めるものとする。

(議決)

第8条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、構成員の過半数をもって決するものとする。

2 教授会は、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(委員会の設置)

第9条 教授会は、専門の事項について審議する必要があるときは、委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の組織及び運営については、教授会の議を経て研究科長が定める。

(構成員以外の者の出席)

第10条 研究科長は、必要があると認めるときは、教授会の同意を得て教授会の構成員以外の者を教授会に出席させることができる。

(事務)

第11条 教授会の事務は、教育学部事務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関して必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。